

序章 景観とは

1. 景観とは

景観といえば、山、海などの自然、建築物や道路、公園、街路樹などで構成されたまちの景色を思い浮かべます。そして、見ようとする自然や建造物の良さが、景観の良さであると考えがちです。

しかし、実際は、単に目に見えるものだけでなく、音や匂いなどの五感を通して感じるものや、見るものとの遠近感、見る場所の環境、そして見る人の気持ちに影響を受けます。すなわち、景観は、目に映る表層的な環境だけでなく、生活や活動、時間の変化（季節の変化や昼間と夜間の景観）、イベントなどが反映されたものです。

そのため、見える対象物と主体となる人とは非常に関連が深く、見える対象物と主体となる人を関連づけて取り扱う必要があり、景観づくりを進めるにあたっては、「景（もの）」と「観（ひと）」の双方合わせて創造していくことが求められます。

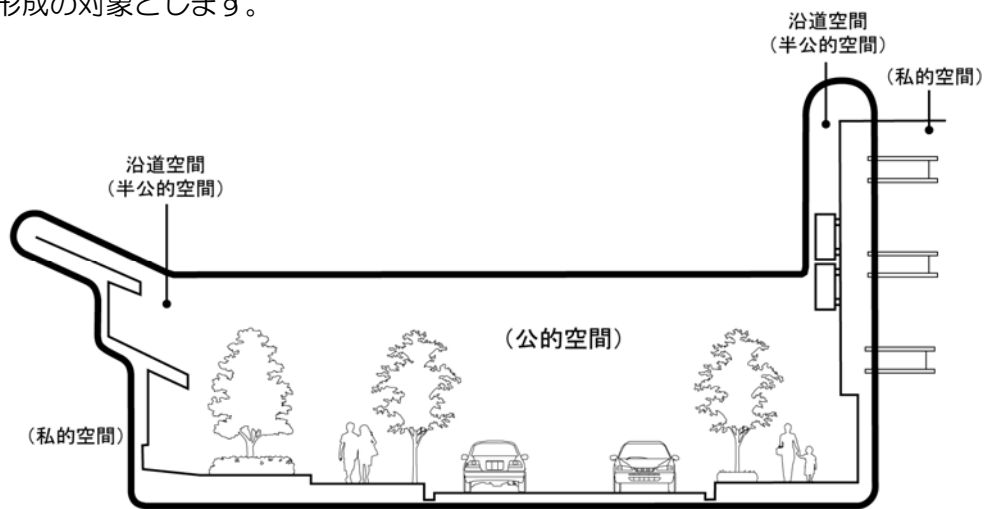




2. 景観形成の対象範囲

すぐれた景観を形成するためには、公共建築物や道路、公園などの公共施設だけでなく、個人が所有する建築物の塀や生垣、屋根や外壁など公共的な空間から見える部分についても景観形成が図られなければなりません。

本計画では、所有形態の公私を問わず、公共的な空間から見える範囲を景観形成の対象とします。



3. 本計画の目的

明石市では、平成4（1992）年に「明石の歴史性及び地域性を生かし、明石らしい個性豊かで美しい都市景観を保全し、育成し、又は創造すること」を目的に都市景観条例を制定しました。

そして、平成6（1994）年にはその実現をめざすための指針となる都市景観形成基本計画を策定し、様々な取り組みを行ってきました。

また、本計画は、景観面のまちづくりを進めるにあたって、各関連計画との調整を図り、明石市第5次長期総合計画を推進する役割を担っています。今回、景観を取り巻く状況や景観資源の変化を受け、また、日常生活に溶け込んだ身近な生活景観という視点を取り入れ、本計画の内容を改定することで、引き続き個性豊かで

美しい都市景観の形成をめざします。



計画の構成

■計画の構成

